

社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団再雇用嘱託職員の労働条件に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団就業規則(以下「就業規則」という。)

第20条第4項の規定に基づき、同条第2項第2号に規定する再雇用嘱託職員の労働条件に関し必要な事項を定めるものとする。

(契約期間等)

第2条 契約期間は1年以内とし、理事長が業務の必要性等に応じ契約期間を更新することがある。

2 契約期間、更新の可能性の有無及び更新の可能性がある場合の判断基準は、個別の契約書で定める。

3 社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団(以下「事業団」という。)は、契約期間を更新する場合は、就業規則第20条第2項第3号に規定する契約社員への転換も含めて検討し、労働条件について新しい内容を提示することができる。

(採用条件)

第3条 再雇用嘱託職員の採用条件は、社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団契約社員就業規則(以下「契約社員就業規則」という。)第8条の規定を準用する。この場合において、「契約社員」とあるのは「再雇用嘱託職員」と読み替えるものとする(以下、この要綱において同じ。)

(等級と役職)

第4条 事業団は、再雇用嘱託職員の職務の内容、役割及び責任に基づき、次の職層、等級、役割を設定する。

ライン層

事業団の事業部又は事業所の運営及び日常業務を担当し、円滑な事業運営を実現する階層であり、以下の通りの等級を有する。

役割 等級	行動基準
L2	担当する実務の基本的な実務能力が備わったうえで、担当業務の作業一巡における責務を果たす、中級実務担当者としての役割を担う。
L1	組織活動に参加し、担当分野の一般的基礎知識を有し、上司の指示やマニュアルに基づき、定型的な(標準化された)業務を遂行する、初級実務から中堅(一定業務領域内の自己完結ができるレベル)担当者としての役割を担う。

(退職)

第5条 再雇用嘱託職員の退職理由は、契約社員就業規則第12条第1項各号の規定を準用する。

2 本人の都合により退職しようとする場合は、退職を希望する日の30日前までに所定の様式により願い出なければならない。

3 退職願を提出した再雇用嘱託職員は理事長の承認があるまでは業務に従事しなければならない。また、職務従事中に保管していた事業団の物品（ソフトウェア・資料・情報等を含む）を私事で処分又は許可無く外部へ持ち出してはならない。

(解雇)

第6条 再雇用嘱託職員の解雇事由は、就業規則第18条第1項各号並びに同条第2項第2号及び第3号の規定を準用する。この場合において、「職員」とあるのは「再雇用嘱託職員」と読み替えるものとする（以下、この要綱において同じ。）。

(サービスの基本原則等)

第7条 再雇用嘱託職員のサービスに関する事項は、就業規則第3章各条の規定を準用する。

(所定労働時間等)

第8条 再雇用嘱託職員の所定労働時間及び休憩時間は、就業規則第32条第1項から第7項までの規定及び第33条の規定を準用する。

(休日)

第9条 再雇用嘱託職員の休日は、就業規則第34条の規定を準用する。

2 所定労働時間が1箇月を平均して1週間当たり38時間45分未満の場合、前項による休日のほか、再雇用嘱託職員の休日を個別の契約により定めることがある。

(休日の振替等)

第10条 前条に規定する休日に勤務を命じられた場合の振り替え及び代休は、就業規則第35条から第37条までの規定を準用する。

(出張)

第11条 再雇用嘱託職員の出張に関する事項は、就業規則第30条及び第38条の規定を準用する。

(時間外労働等)

第12条 再雇用嘱託職員の時間外労働及び休日労働に関する事項は、就業規則第39条及び第40条の規定を準用する。この場合において、「第32条」とあるのは「第8条」、「第34条」とあるのは「第9条」と読み替えるものとする。

(年次有給休暇)

第13条 再雇用嘱託職員に対し、定年退職を迎える年度当初に付与された年次有給休暇日数に、その勤続年数1年（全勤務日の8割以上勤務した1年に限る。）ごとに1日を加算した日数の年次有給休暇を付与する。ただし、付与日数の上限は20日とする。

2 前項に定めるもののほか、再雇用嘱託職員の年次有給休暇に関する事項は、就業規則第43条第2項から第8項までの規定を準用する。

(特別休暇等)

第14条 再雇用嘱託職員の特別休暇等に関する事項は、就業規則第44条及び第45条の規定を準用する。ただし、就業規則第44条における休暇期間は、労働契約が終了するまでの期間を踏まえた期間とする。

(報酬及び賃金)

第15条 再雇用嘱託職員の賃金種類は、基本賃金、通勤手当、時間外労働手当、休日労働手当、深夜労働割増手当、夜勤業務手当、宿直業務手当、電話対応手当、年末年始業務手当、処遇改善手当及び賞与とする。

2 賃金の支給形態は月給制とし、労働条件及び労働時間等に応じて個別に決定する。

(基本賃金)

第16条 基本賃金は、所定労働時間の勤務に対する報酬として、別表第2の俸給表（以下「俸給表」という。）に基づき決定する。

2 俸給表は、事業団の経営状況、社会経済情勢、介護報酬の改定及びその他の事情を総合的に勘案して理事長が必要と認めた場合は改定することができる。

(賃金の支給)

第17条 再雇用嘱託職員の賃金の支給に関する事項は、社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団職員給与規則（以下、「職員給与規則」という。）第13条の規定を準用する。この場合において、「職員」とあるのは「再雇用嘱託職員」と読み替えるものとする（以下、この要綱において同じ。）。

(通勤手当等)

第18条 再雇用嘱託職員の通勤手当、夜勤業務手当及び電話対応手当に関する事項は、職員給与規則第17条から第19条までの規定を準用する。

(賃金の減額)

第19条 再雇用嘱託職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当

たりの賃金を減額した賃金を支給する。

- 2 第1項の規定により減額を行う場合の時間は、その月において勤務しなかった全時間について計算するものとし、当該時間に1時間未満の端数が生じたときは、その端数が30分以上であるときは30分とし、30分未満のときは切り捨てる。
- 3 第1項の規定により賃金を減額する場合は、当月分から減額するものとし、当月分の報酬が既に支給されているときは、その後において支給される最初の報酬から減額するものとする。

(時間外労働手当)

第20条 再雇用嘱託職員の時間外労働手当に関する事項は、職員給与規則第22条第1項及び同条第3項から第5項までの規定を準用する。この場合において、「第25条」とあるのは「第23条」と読み替えるものとする。ただし、所定労働時間が1箇月を平均して1週間当たり38時間45分未満の場合、所定労働時間を超え1週当たり38時間45分（1日当たり7時間45分）までの時間外労働時間は、休日労働手当が支払われる場合を除き、当該時間に応じた通常の賃金を支給する。

(休日労働手当)

第21条 再雇用嘱託職員の休日労働手当に関する事項は、職員給与規則第23条の規定を準用する。この場合において、「就業規則第34条」とあるのは「第9条」、「第25条」とあるのは「第23条」と読み替えるものとする。ただし、第9条2項に該当する休日に勤務した場合は、時間外労働手当が支払われる場合を除き、当該時間に応じた通常の賃金を支給する。

(深夜労働割増手当)

第22条 職員給与規則第24条の規定は深夜労働割増手当の支給について準用する。この場合において、「第25条」とあるのは「第23条」、「第22条」とあるのは「職員給与規則第22条」と読み替えるものとする。

(勤務1時間当たりの賃金の算出)

第23条 勤務1時間当たりの賃金は、報酬月額に12を乗じ、その額を年間の所定労働時間数で除して得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とする。

- 2 1箇月平均所定労働時間数は、年度の所定労働時間を勘案し、理事長が別に定めることがある。
- 3 第1項の計算において、その他労働基準法第37条により割増賃金算定基礎となる給与を支給する場合はその額を算入して計算する。

(年末年始業務手当)

第24条 再雇用嘱託職員の年末年始業務手当に関する事項は、職員給与規則第26条の規定を準用する。

(事業団の責めに帰すべき事由による休業)

第25条 事業団の責めに帰すべき事由による休業に関する事項については、職員給与規則第28条を準用する。

(賞与の支給)

第26条 賞与は6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在籍する再雇用嘱託職員に対して、事業団及び事業所の業績、職員の等級、出勤率等を勘案して職員ごとに支給額を決定し支給する。ただし、事業団及び事業所の経営状況等により、賞与の支給日を変更し、又は支給しないことができる。

2 賞与の算定対象期間は、6月支給分は前年12月2日から当年6月1日までとし、12月支給分は当年6月2日から12月1日までとする。

3 賞与を支給する場合は、再雇用嘱託職員ごとに勤務した期間に応じて、支給額を決定する。ただし、欠勤及び介護休業等により勤務しない期間がある者については、その期間については日割り計算を行い、減額することがある。

4 賞与は、将来の貢献への期待給の意味があるため、賞与の支給日から起算して1箇月以内に自己都合により退職することが明らかな場合は、支給する賞与額は一定額を減じた額とすることがある

5 賞与の支給に関する事項は、予算の範囲内においてその都度、理事長が決定する。

(賞与の不支給等)

第27条 再雇用嘱託職員の賞与の不支給、差し止め及び支給日に関する事項については、職員給与規則第30条から第32条までの規定を準用する。

(処遇改善)

第28条 再雇用嘱託職員の処遇改善に関する事項は、職員給与規則第33条の規定を準用する。この場合において、「第4条第4項」とあるのは「第15条」，「本規則」とあるのは「本要綱」，「人事考課等」とあるのは「勤務成績等」と読み替えるものとする。

(育児・介護休業等)

第29条 育児・介護休業及び育児・介護短時間勤務等の適用を受けることができる職員の範囲その他必要な事項は、別に定める育児・介護休業等に関する規則による。

(退職功労金)

第30条 再雇用嘱託職員の退職功労金の支給対象者、支給要件、その他必要な事項は、別に

定める社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団職員等退職功労金支給規則による。

(安全衛生等)

第31条 再雇用嘱託職員の安全衛生及び災害補償に関する事項は、契約社員就業規則第7章各条の規定を準用する。

(表彰等)

第32条 再雇用嘱託職員の表彰及び制裁に関する事項は、契約社員就業規則第9章の規定を準用する。

(研修)

第33条 再雇用嘱託職員の研修に関する事項は、就業規則第59条の規定を準用する。

(細則)

第34条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行し、施行日以降に締結する契約から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。別表第1

施設名	週休日	勤務時間
法人事務局 伊丹・摂陽地域包括支援センター 天神川・荻野地域包括支援センター 稲野・鴻池地域包括支援セン	日曜日及び土曜日	A. 午前7時から午後3時30分まで B. 午後12時から午後8時30分まで C. 午前10時30分から午後7時まで D. 午後8時から午前8時30分まで E. 午後5時から午前10時30分まで F. 午前9時から午後5時30分まで

ター 荒牧居宅介護支援事業所 荒牧デイサービスセンター 訪問看護ステーション 訪問看護療養通所介護事業所 東有岡ワークハウス サポートテラス昆陽東 ケアハイツいたみ居宅介護支援事業所		G. 午前8時45分から午後5時15分まで H. 午前8時30分から午後5時まで I. 午前8時から午後4時30分まで J. 午前9時から午後8時まで K. 午前8時から午後7時まで L. 午前7時から午後8時まで M. 午前6時30分から午前10時まで N. 午前7時から午前10時30分まで O. 午前8時から午前11時30分まで P. 午前9時から午後0時30分まで
笹原・鈴原地域包括支援センター 南野居宅介護支援事業所	月曜日及び火曜日	Q. 午前10時から午後1時30分まで R. 午後3時30分から午後7時まで S. 午後4時30分から午後8時まで
南野ステップアップデイサービスセンター	日曜日及び火曜日	T. 午後5時から午後8時30分まで U. 午前6時30分から午後0時まで
松風園 特別養護老人ホームケアハイツいたみ 特別養護老人ホームケアハイツなかの 訪問介護事業所 看護小規模多機能居宅介護さくら 訪問看護ステーションさくら サテライト型看護小規模多機能居宅介護さくら	日曜日から土曜日までの7日間において理事長が割り振る2日	V. 午前7時から午後0時30分まで W. 午前8時から午後1時30分まで X. 午前9時から午後3時15分まで Y. 午前10時から午後4時15分まで Z. 午後1時30分から午後7時まで AA, 午後2時30分から午後8時まで AB, 午後3時から午後8時30分まで AC, 午前7時45分から午後4時15分まで AD, 午前8時20分から午後4時50分まで AE, 午前8時30分から午後7時30分まで AF, 午前8時40分から午後5時10分まで AG, 午前9時から午後9時まで AH, 午前9時から午後1時30分まで AI, 午前9時30分から午後6時まで AJ, 午前10時から午後4時45分まで AK, 午前10時から午後6時30分まで AL, 午前11時から午後7時30分まで AM, 午前11時30分から午後8時まで AN, 午前11時45分から午後8時15分まで AO, 午後1時から午後9時30分まで AP, 午前8時から午後8時まで

休憩時間（全事業所）	法人事務局の休憩時間は、正午から午後 0 時 4 5 分までとする。 その他、基本休憩時間は、上表による勤務時間の始業及び終業時刻により 1 日の勤務時間が 6 時間を超える場合においては 4 5 分、8 時間を超える場合においては 1 時間の休憩時間を勤務時間の途中に置くものとする。 休憩時間は、上表による勤務時間の始業及び終業時刻によって変更若しくは交替での休憩とすることがある。
-------------------	--

研修時間（全事業所）	研修時間として研修計画に基づき指定する時間。 研修時間として設定する時間に応じて上表による勤務時間の始業及び終業時刻を変更することがある。研修時間は別に定め通知する。
-------------------	---

別表第 2

職務区分	保健師，看護師，セラピスト，薬剤師，管理栄養士	栄養士，准看護師，社会福祉士，精神保健福祉士，介護支援専門員，法で定める相談員等	介護福祉士，管理事務職員
基本賃金 (週 38，75 時間)	<u>241,500 円</u>	<u>218,600 円</u>	<u>208,440 円</u>
基本賃金 (概ね週 31 時間)	<u>193,200 円</u>	<u>174,880 円</u>	<u>166,752 円</u>

職務区分	介護員 等	生活支援ヘルパー	職業指導・生活支援員，，事務職員，，その他(無資格)，，運転員
基本賃金 (週 38，75 時間)	(L2 相当) <u>199,840 円</u> (L1 相当) 183,270 円	180,240 円	178,020 円
基本賃金 (概ね週 31 時間)	(L2 相当) <u>159,872 円</u> (L1 相当) 146,616 円	144,192 円	142,416 円